

東かがわ市公告第 51 号

令和 7 年度 東かがわ市立小中学校体育館空調機設置基本設計委託業務について、公募型プロポーザルを実施するため、次のとおり公告する。

令和 7 年 10 月 1 日

東かがわ市長 上 村 一 郎

記

令和 7 年度 東かがわ市立小中学校体育館空調機設置基本設計委託業務プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「令和 7 年度 東かがわ市立小中学校体育館空調機設置基本設計委託業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度 東かがわ市立小中学校体育館空調機設置基本設計委託業務

(2) 業務内容

「令和 7 年度 東かがわ市立小中学校体育館空調機設置基本設計委託業務仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

(4) 見積限度額

11,100,000 円 (消費税及び地方消費税含む) を上限とする。

留意事項

上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

3. 担当窓口（問い合わせ先）

〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 本庁舎北棟2F

東かがわ市教育委員会事務局教育総務課 岡村

TEL (0879) 26-1237

e-mail hk-kyoiku@city.higashikagawa.kagawa.jp

※メール件名に「【体育館空調】」の文言を含むこと。

4. 参加条件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (3) 納付すべき期限の到来した国税及び地方税に未納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 参加申込書提出時点で、東かがわ市建設工事指名停止等措置要領による指名停止期間中でない者であること。
- (6) 平成27年4月以降に、同規模程度の空調機設置の基本設計もしくは実施設計を元請けでの実績があること。
- (7) 一級建築士もしくは建築設備士の資格を有する者が在籍すること。

5. 失格事項

参加申込者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加条件の資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 公平な審査を阻害する行為があった場合。
- (4) 本要項に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合。

6. 日程

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1)公募開始（公告） | 令和7年10月1日（水） |
| (2)施設見学の申込 | 令和7年10月6日（月）午後5時まで |
| (3)施設見学 | 令和7年10月8日（水） |
| (4)質疑書の受付期限 | 令和7年10月10日（金）午後5時まで |
| (5)質疑書の回答 | 随時 |
| (6)参加表明書の提出期限 | 令和7年10月16日（木）午後5時まで |
| (7)参加表明書の受付通知 | 令和7年10月17日（金） |
| (8)提案見積書・企画提案書の提出期限 | 令和7年10月29日（水）午後5時まで |
| (9)プレゼンテーション審査 | 令和7年10月31日（金） |
| (10)審査結果等通知 | 令和7年11月6日（木） |
| (11)契約締結 | 令和7年11月上旬予定 |

7. 現地視察会について

(1) 対象施設

本業務対象の市立小中学校全6校

(2) 実施概要

・ 日程

令和7年10月8日（水）

※日時等詳細は令和7年10月7日（火）までに電子メールによる連絡とする。

・ 視察対象

空調設備を設置する屋内運動場、屋上、外周り、分電盤、受変電設備等

(3) 現地視察会の申込

・ 現地視察申請書（様式3）により、電子メール（ファイル添付）にて申込を行うこと。
提出先は、「3. 担当窓口」のEメールアドレスとすること。また、提出先に電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合には、現地視察会に参加できないため注意のこと。）

・ 申込みは本プロポーザル参加を予定しているグループごとに代表者が行うこと。

・ 申込期間は令和7年10月1日（水）～10月6日（月）午後5時までとする。

・ 参加者は5名以内とすること。

(4) 留意事項

・ 学校の敷地内は全面禁煙とする。

・ 学校の教育活動等に支障のないよう留意すること。

- ・資料、上履きなど、視察に必要となるものは各自用意すること。
- ・カメラ等による撮影は可能とするが、児童生徒が写り込まないようにすること。また、撮影した画像等は本業務終了後速やかに削除すること。
- ・現地視察時には、本業務に関する質問に対する回答はしないものとする。

8. 提出書類（必要書類）に関すること

(1) 様式等の配布方法

東かがわ市ホームページよりダウンロードすること。

(2) 仕様書等に関する質疑及び回答

質疑がある場合には、次の方法により質疑を行うこと。

① 質疑書の提出

〔提出期限〕 令和7年10月10日（金）午後5時まで（必着）

〔提出様式〕 質疑書（様式1）

〔提出方法〕 「3. 担当窓口」へ電子メールにて送付すること。

電話にて到着確認を必ず行うこととし、本業務に提案を希望する者は、令和7年10月14日（火）午後5時まで（必着）に原本を提出すること（郵送又は提案書提出時の持参可）。

なお、質問の内容を確認するため、本市から問い合わせる場合がある。

② 質疑書の回答

〔回答方法〕 質疑全てについて東かがわ市ホームページに随時公開することとし、個別の回答は行わない。

(3) 参加表明書等の提出

本業務に提案を希望する者は、次の方法により書類を提出すること。

① 提出期限 令和7年10月16日（木）午後5時まで（必着）

② 提出書類 以下の書類を1部ずつ提出すること。

(ア) 参加表明書（様式2）

(イ) 会社概要に関する書類（パンフレット又はホームページの印刷も可）

(ウ) 履歴事項全部証明書（写し、3か月内のもの）

(エ) 委任状（任意様式、本店以外から申請する場合）

(オ) 直前決算の財務諸表又は決算書等

(カ) 直近2年間の国税および地方税に未納がない旨の証明書（原本）

（未納がない証明書の定義）

1) 市内に本店、支店・営業所がある場合は、法人における市税（すべての項目）に未納がない証明書と2)と3)

2) 県内に本店、支店・営業所がある場合は、法人における県税（すべての項目）に未納がない証明書と3)

3) 国内に本店、支店・営業所がある場合は、法人における国税（納税証明書その3の

3) に未納がない証明書

- ③ 提出方法 提出場所に持参（開庁日のみ）又は郵送すること。
なお、郵送の方法は一般書留又は簡易書留とし、提出期限内の必着とする。
- ④ 提出場所 「3. 担当窓口」のとおり。
- ⑤ 受付通知 令和7年10月17日（金）までに、参加表明書に記載の電子メールに対し、通知する。結果通知後において、参加表明書に虚偽の記載があることや、参加条件を満たさないことが判明した場合は、参加を取り消すものとする。

(4) 企画提案書等の提出

次の方法により書類を提出すること。

- ① 提出期限 令和7年10月29日（水）午後5時まで
- ② 提出書類 以下の書類を提出すること。なお、正本は押印を必須とする。
- (ア) 提案見積書 正本1部（会社名の記載あり、代表者印鑑）
副本10部（会社名の記載なし）
 - (イ) 企画提案書 正本1部（会社名の記載あり、代表者印鑑）
副本10部（会社名の記載なし）
 - (ウ) 誓約書（様式4） 正本1部
- ③ 提出方法 提出場所に持参（開庁日のみ）又は郵送（提出期限必着）すること。
なお、郵送の方法は一般書留又は簡易書留郵送のみとする。
- ④ 提出場所 「3. 担当窓口」のとおり。
- ⑤ 特記事項 以下の点に注意し書類を作成すること。
- (ア) 提案見積書
 - ・見積額には、消費税および地方消費税を含まないこと。
 - (イ) 企画提案書
 - ・構成については、次項「⑥企画提案書の構成」に従うこと。
 - ・原則、日本工業規格A4版の用紙を用いて両面印刷とすること。
 - ・図面等を除き、文字の大きさは、原則12ポイントとすること。
 - ・表紙と目次を除き、30ページ以内（別紙を含む）で作成し、ページ番号（連番）を付与すること。
- ⑥ 企画提案書の構成
原則として、次の項目順にまとめること。

大 No.	区分	小 No.	審査項目	記載事項
1	事業者の 能力、実績	(1)	業務実施体制	・業務実施体制が適切であるか。単独事業者の場合は部署・協力事業者等の配置、共同事業体の場合は、構成員・協力事業者の配置が適切であるか。
		(2)	業務実績	・本業務と同規模程度の業務を行った実績はあるか。
2	提案内容	(1)	業務スケジュール	・本業務全体の適切なフローが提案されているか。 ・早期に事業を完了させるための工程の工夫があるか。また、具体的な提案があるか。
		(2)	設計の実施方針	・必要な機能や安全性を満たすための適切な設計方針が示されているか。 ・提案書提出時に把握している現状説明があり、設計を行うための課題等が施設毎に検討するよう提案があるか。 ・施設毎の条件に合致し、効率的な事業方式となるよう提案があるか。 ・施設、事業方式毎のインシヤルコストやランニングコスト、その他の事項を検討するにあたり、十分な資料が比較表として作成するよう提案があるか。 ・本業務に合致し、本市にとって有益な独自提案があるか。
3	提案金額	・提案金額は上限額を超えていないか。(超えている場合は失格) ・次のように算出する。(小数点以下第1位までを有効とし第2位以下切捨て) $\text{配点} \times (\text{最も低い提案金額} / \text{提案者の金額})$		

(5) プレゼンテーション

① 日程 令和7年10月31日(金)(詳細は後日連絡する)

② 場所 東かがわ市役所

③ 内容 提案説明(1業者)15分以内、質疑応答10分とする。

・プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、自社で準備すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、東かがわ市で用意する。

・プレゼンテーションに用いる資料は、提出した企画提案書の内容に即して作成しなけ

ればならない。

・プレゼンテーションには、原則として管理技術者が出席することとし、当該管理技術者を含み3名まで参加できるものとする。

(6) 企画提案書等の取り扱い

- ① 提出後の内容の追加及び変更は認めない。
- ② 提出された書類は、契約に至った場合に使用する他は、事業者選定以外に使用しないものとし、東かがわ市の文書管理規定等に従い責任を持って管理・廃棄を行う。
- ③ 提出された書類は、営業上の秘密に該当する部分があると考えられることから、原則公開しない。

9. 審査に関すること

(1) 審査方法及び優先交渉権者の選定

審査は、「令和7年度 東かがわ市立小中学校体育館空調機設置基本設計委託業務プロポーザル審査委員会」において、「令和7年度 東かがわ市立小中学校体育館空調機設置基本設計委託業務プロポーザル評価基準」に基づき、実施する。

審査の結果、合計得点が最も高い者を優先交渉権者とする。

また、提案者が1者の場合であっても審査は行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められる場合には、その提案者を優先交渉権者として選定する。

ただし、評価点が6割未満の提案については、優先交渉権者の選定対象者から除外することとする。

(2) 日程 「6. 日程」に示すとおり。

(3) 結果通知

審査結果については、参加者すべてにメールにより通知する。なお、通知先のメールアドレスは、参加表明書に記載のものとする。

また、審査結果のうち、優先交渉権者として決定した者及び評価結果は、次点優先交渉権者は事業者名を記号化したうえで、東かがわ市ホームページに公開する。

(4) その他

選定の過程及び選定結果の詳細について公開しない。

10. 契約締結に関すること

(1) 契約の締結

契約内容および仕様については、基本的に企画提案書の内容を採用するが、優先交渉権者の決定後に詳細を精査の上、最終決定する。その際、改めて見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

また、企画提案書の項目において、役割が明確に示されている場合および必要により一部を再委託する場合は、あらかじめ本市と協議の上、書面の届出を行い、同意を得るものとし、再委託先が行う作業については、受託者が全責任を負うこと。なお、再々委託を行うことは認めない。

(2) 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

11. その他

(1) 提出された書類は、返却しない。

(2) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせにも応じない。

(3) 参加の辞退をする場合は、令和7年10月29日（水）午後5時までに参加辞退届（自由様式）を提出すること。提出方法については、「7. (3) 参加表明書等の提出」と同様とする。

(4) 本業務へ提案に要した一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 参加表明書や企画提案書等に虚偽の記載をした場合
- ② 参加表明書に記載された者以外の者が提案した場合
- ③ 誤字または脱字等により意思表示が不明確な場合
- ④ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合